

3.5 排出事業者の注意義務

排出事業者の注意義務

（廃棄物処理法第12条第5項）

排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めることとされています。

自ら排出した産業廃棄物が適正に処理されていることを確認するため、委託した事業者に対し、定期的に立入り調査を実施することも有効な手段の1つです。立入の際には、少なくとも、委託事業者が廃棄物処理法に定められている「産業廃棄物処理基準（省令第6条）」などを遵守しているかを確認する必要があります。

【立入調査チェックシート例】

●収集運搬編 ※自らの廃棄物を自ら運搬する場合、収集運搬業の許可は不要であるが収集運搬基準は適用されます。

項 目		内 容	チェック欄
管理組織/規定		管理組織及び管理規定が策定されている。（法規制外）	はい ・ いいえ
許可		収集運搬業の許可証及び許可期間が適正である。	はい ・ いいえ
収集運搬基準	運搬	廃棄物の飛散及び流出が防止されている。	はい ・ いいえ
		収集/運搬に伴う悪臭、騒音、振動に関し、生活環境保全上支障のない必要な措置がとられている。	はい ・ いいえ
		収集運搬のための施設が設置されている場合、生活環境保全上支障のない必要な措置がとられている。	はい ・ いいえ
		運搬車、運搬容器等に飛散/流出/悪臭の漏れがない。	はい ・ いいえ
		運搬車輛の表示及び書面の備付け（携帯）がされている。	はい ・ いいえ
	積替え	（場所）周囲に囲い、積替え保管場所の表示がある。	はい ・ いいえ
		（防止策）飛散、流出、地下浸透、悪臭発散対策がある。	はい ・ いいえ
		（防止策）ねずみ、蚊、はえ、害虫の発生防止策がある。	はい ・ いいえ
	保管	廃棄物の保管はしていない。（保管は原則禁止）	はい ・ いいえ
	積替保管	運搬先が決められている。	はい ・ いいえ
		適切に保管できる量である。 （「平均排出量×7」を超えない量であること）	はい ・ いいえ
		性状に変化のないうちに搬出されている。	はい ・ いいえ
		（場所）周囲に囲いがある。	はい ・ いいえ
		（場所）積替え保管場所の表示掲示板がある。 寸法：60cm × 60cm 内容：廃棄物種類、管理者氏名/名称/連絡先 最大積上げ高さ、積替保管可能量	はい ・ いいえ はい ・ いいえ
		（措置）汚水対策（排水溝、不浸透性材）がされている。	はい ・ いいえ
		（措置）屋外保管積上げ高さ制限が守られている。	はい ・ いいえ
		（措置）その他必要な措置がとられている。	はい ・ いいえ
		ねずみ、蚊、はえ、害虫の発生が防止されている。	はい ・ いいえ
書類保管		マニフェストが、5年間保管されている。	はい ・ いいえ

●処分/再生編

項 目		内 容	チェック欄
管理組織/規定		管理組織及び管理規定が策定されている。(法規制外)	はい ・ いいえ
許可		処分業及び施設設置許可証及び許可期間が適正である。	はい ・ いいえ
処分・再生基準	処分	廃棄物の飛散及び流出が防止されている。	はい ・ いいえ
		悪臭、騒音、振動に関し、生活環境保全上支障のない必要な措置がとられている。	はい ・ いいえ
		施設が設置されている場合、生活環境保全上支障のない必要な措置がとられている。	はい ・ いいえ
	焼却	焼却設備※ ¹ が構造基準に合致している。	はい ・ いいえ
		適正な焼却方法である。	
		・ 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されていない	はい ・ いいえ
		・ 煙突の先端から、火炎、黒煙が排出されていない	はい ・ いいえ
		・ 煙突から焼却灰、未燃物の飛散がない	はい ・ いいえ
	保管	(場所) 周囲に囲いがある。	はい ・ いいえ
		(場所) 積替え保管場所の表示掲示板がある。 寸法：60cm × 60cm 内容：廃棄物種類、管理者氏名/名称/連絡先 最大積上げ高さ、保管可能量	はい ・ いいえ はい ・ いいえ
		(措置) 汚水対策（排水溝、不浸透性材）がされている。	はい ・ いいえ
		(措置) 屋外保管積上げ高さ制限が守られている。	はい ・ いいえ
		(措置) その他必要な措置がとられている。	はい ・ いいえ
		ねずみ、蚊、はえ、害虫の発生が防止されている。	はい ・ いいえ
		(保管禁止) 適正な処分、再生にやむを得ない期間以上の保管がされていない。	はい ・ いいえ
		(保管数量) 保管数量が、「1 日の処理能力 × 14」を超えていない。 ※ 定期点検等（年間計画があり、その期間が連続7日以上） ： 1 日処理能力×点検日数+基本数量（14）/ 2 点検終了後 60 日猶予 建廃（木くず、Co 破片）： 1 日能力×28 建廃（As、Co 片）： 1 日能力×70	はい ・ いいえ
書類保管		帳簿備付け※※ ³ 及びマニフェストが、5年間保管されている。	はい ・ いいえ
その他		その他環境法令を遵守している。（排水、ダイオキシンなど）	はい ・ いいえ

(※1) 産業廃棄物焼却設備の構造基準

- ① 空気取入口、煙突先端のみ外気と接触、燃焼ガス温度 800℃以上
- ② 必要な量の空気通気
- ③ 外気と遮断して燃焼室に定量供給
- ④ 燃焼ガス温度測定装置
- ⑤ 助燃装置

(※※) 帳簿備付け：廃棄物処理法第 12 条第 11 項

(対象) 産業廃棄物処理施設(許可)を設置している事業者
(記載事項) 運搬及び処分に関する事項

・埋立処分編

項 目		内 容	チェック欄
管理組織/規定		管理組織及び管理規定が策定されている。(法規制外)	はい ・ いいえ
許可		処分業及び施設設置許可証及び許可期間が適正である。	はい ・ いいえ
埋立処分基準	共通	廃棄物の飛散及び流出が防止されている。	はい ・ いいえ
		悪臭、騒音、振動に関し、生活環境保全上支障のない必要な措置がとられている。	はい ・ いいえ
		施設が設置されている場合、生活環境保全上支障のない必要な措置がとられている。	はい ・ いいえ
		ねずみ、蚊、はえ、害虫の発生が防止されている。	はい ・ いいえ
		埋立終了時、生活環境保全上、表面を土砂で覆土している。	はい ・ いいえ
		周囲に囲いが設けられている。	はい ・ いいえ
		産業廃棄物の処分場所の表示がある。	はい ・ いいえ
		地中空間を利用していない。(地中空間利用禁止) (ただし、安定型産業廃棄物 ^{※1} を除く。)	はい ・ いいえ
		埋立てる産業廃棄物が個別埋立処分基準 ^{※2} に適合している。	はい ・ いいえ
	安定型	(安定型産業廃棄物最終処分場) ・安定型産業廃棄物以外が混入、付着していない。	はい ・ いいえ
	管理型	(管理型最終処分場) ・浸出液による汚染の防止措置がとられている。	はい ・ いいえ
	遮断型	(遮断型最終処分場) ・有害な産業廃棄物 ^{※3} 処分場所である表示がある。 ・有害な産業廃棄物は、公共水域及び地下水と遮断されている場所で埋め立てられている。	はい ・ いいえ
書類保管		帳簿備付け ^{※※} 及びマニフェストが、5年間保管されている。	はい ・ いいえ
その他		その他環境法令を遵守している。(排水、ダイオキシンなど)	はい ・ いいえ

(※1) 安定型産業廃棄物：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類

(※2) 個別埋立処分基準（特別管理産業廃棄物を除く。）：

主な産業廃棄物の個別埋立処分基準は以下のとおり。

- ・汚泥：①焼却 ②含水率 85%以下
- ・有機性汚泥：水面埋立の場合、あらかじめ焼却（例外：消化汚泥）
- ・廃油：あらかじめ焼却（タールピッチは除く）
- ・廃プラ：①中空でないこと、最大径概ね 15cm 以下に破碎 ②熔融又は焼却
- ・ゴムくず：①中空でないこと、最大径概ね 15cm 以下に破碎 ②焼却
- ・ばいじん/燃え殻：①大気中への飛散防止（水分添加、固化、梱包など）
②運搬車付着飛散防止（運搬車洗浄など）
③埋立地以外に飛散、流出防止（表面土砂覆いなど）
- ・廃酸、廃アルカリ：埋立禁止
- ・工作物の除去等の産廃（安定型）：選別/分別により、熱しゃく減量 5%以下

(H10.6.16 環告 34)

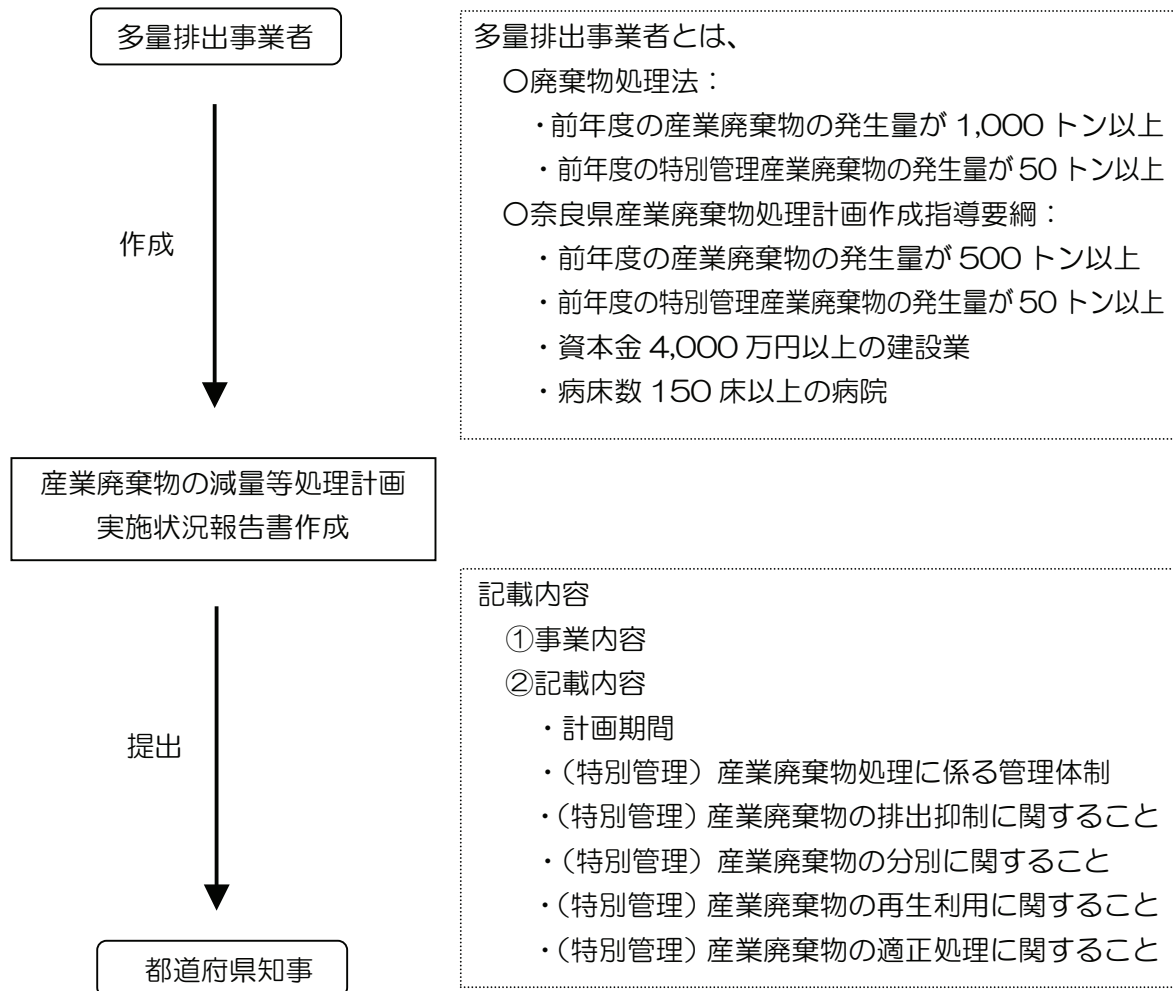
(※3) 有害な産業廃棄物：特別管理産業廃棄物でない燃え殻、ばいじん及び汚泥であって、水銀、カドミ、鉛等が判定基準以上のもの。

3.6 産業廃棄物処理計画等

産業廃棄物処理計画等の作成

(廃棄物処理法第 12 条第 7～10 項、第 12 条の 2 第 8～11 項)

多量排出事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければなりません。



（毎年 6 月 30 日まで）

※都道府県知事は、計画及び実施の状況について公表することとなっています。

○計画等様式については、こちらまで！

奈良県生活環境部廃棄物対策課

〒630-8501 奈良市登大路町 30

TEL：0742-27-8746

FAX：0742-22-7482

H.P.：http://www.pref.nara.jp/haiki/keikaku/01.html

※ホームページから様式をダウンロードできます。

3. 7 マニフェスト

産業廃棄物管理票(マニフェスト)

(廃棄物処理法第 12 条の 3,4)

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した場合、委託した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）と同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、定められた事項を記載しなければなりません。

交 付

- ①種類ごとに交付
- ②運搬先が複数の場合は運搬先ごと
- ③種類、数量、受託者氏名、名称を確認後に交付
- ④管理票控えの保管（受託者から写しの送付があるまでの間）
- ⑤（中間処理業者）最終処分先、管理票交付者氏名など記載事項/通知の確認

記載事項（排出事業者）

- ① 管理票の交付年月日及び交付番号
- ② 氏名、名称、住所
- ③ 産業廃棄物排出事業場の名称、所在地
- ④ 管理票を交付した担当者氏名
- ⑤ 運搬又は処分受託者の住所
- ⑥ 運搬先の事業所名称、所在地、並びに積替え保管場所の所在地
- ⑦ 産業廃棄物の荷姿
- ⑧ 当該産業廃棄物に係る最終処分を行なう場所の所在地

記載事項（運搬受託者）

- ① 運搬受託者の名称及び運搬を担当した者の氏名
- ② 運搬を終了した年月日
- ③ 積替え保管場所での混入有価物の拾集量

記載事項（処分受託者）

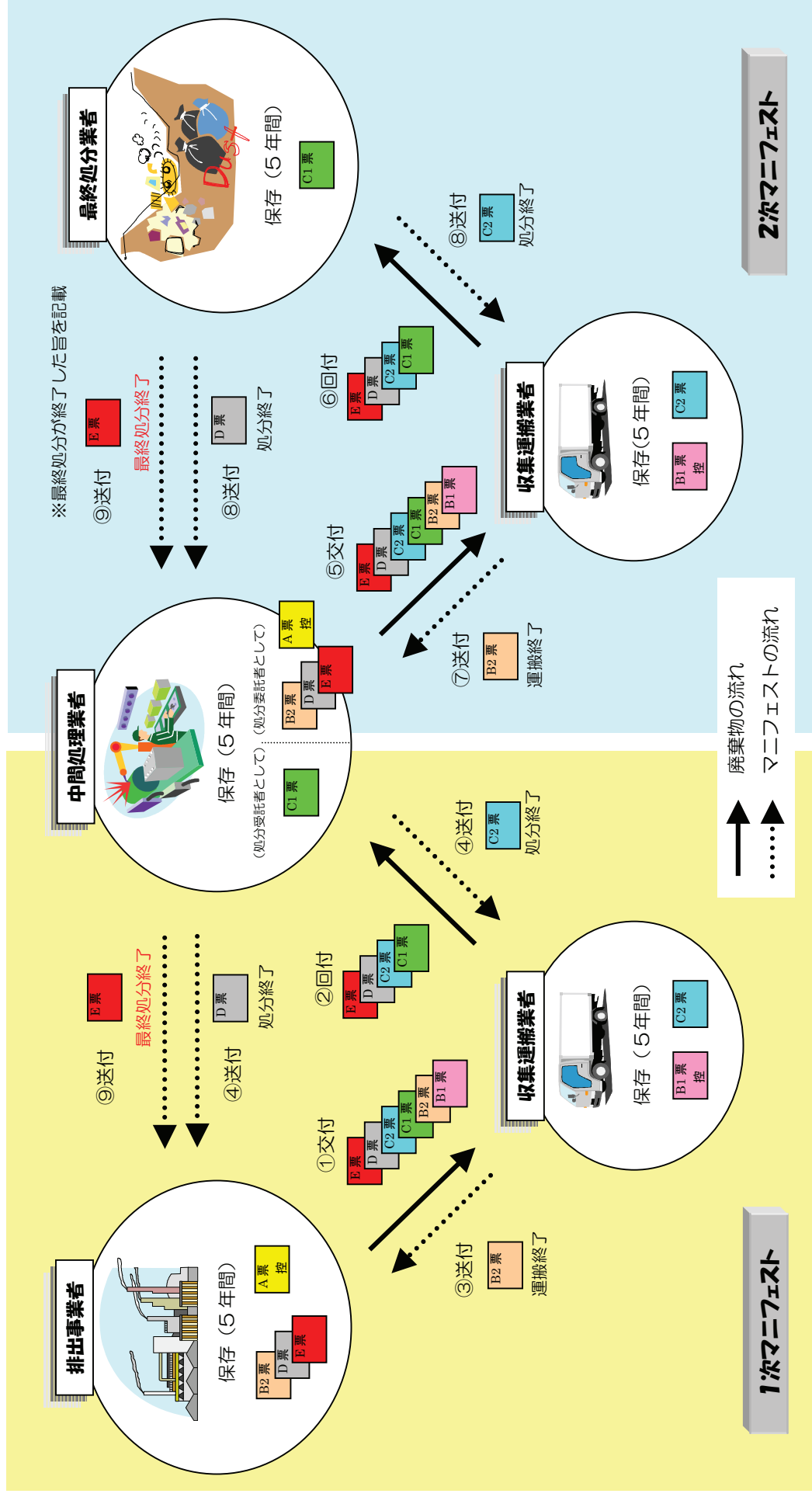
- ① 処分受託者の名称及び処分を担当した者の氏名
- ② 処分が終了した年月日
- ③ （最終）処分が終了した旨を記載
最終処分が終了した年月日
（中間）最終処分終了の写しを受けたとき、最終処分が終了した旨を記載
最終処分場所の所在地及び最終処分した年月日

管理票の写しの送付を受けるまでの期間

管理票の写しの送付は、交付の日から 90 日（最終処分終了の写し 180 日）以内
⇒ 90（180）日以内に管理票の送付がない場合、その状況を把握し、適切な措置を講じ、この期間を経過した日から 30 日以内に都道府県知事に報告書提出すること。

管理票の保存期間 … 5 年

【図解】産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ



【図解①：一般】産業廃棄物管理票（マニフェスト）記入例

交付番号は 10 桁で、あらかじめ印刷されています。

チェックディジット：
コンピューター入力等エラー検出に利用

社内で管理しやすい
適当な番号を記入

産業廃棄物管理票(マニフェスト)A 票

交付年月日	平成 18 年 〇 月 × 日	交付番号	1234567890	5	整理番号	〇〇-〇〇〇	交付担当者	氏名 奈良 産業	
事業者 (排出者) 産業廃棄物※	氏名又は名称 〇×△□株式会社				事業場 (排出事業場)	名称 〇×△□(株)奈良工場			
	住所 〒〇〇〇-×××× 電話番号 07××-〇〇-△△△△ 奈良県〇〇市××町1丁目2番3号					所在地 〒〇〇〇-×××× 電話番号 07××-〇〇-△△△△ 奈良県△△市〇×町4丁目5番6号			
	☒ 種類(産業廃棄物)					☐ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿
	☐ 0100 燃え殻					☐ 1200 金属くず		4 トン	バラ
	☐ 0200 汚泥					☐ 7000 引火性廃油			
	☐ 0300 廃油					☐ 7010 引火性廃油(有害)		産業廃棄物の名称	
	☐ 0400 廃酸					☐ 7020 強酸		塩化ビニールのくず	
	☐ 0500 廃アルカリ					☐ 7030 強アルカリ(有害)		有害物質等	
	☒ 0600 廃プラスチック類					☐ 7040 廃アルカリ(有害)		処分方法	
	☐ 0700 紙くず					☐ 7050 ばいじん(有害)		— 破碎・選別	
☐ 0800 木くず				☐ 7060 繊維くず		備考・通信欄			
☐ 0900 繊維くず				☐ 7070 動物系固形不要物					
☐ 1000 動植物性残さ				☐ 7080 指定下水汚泥					
☐ 1100 ゴムくず				☐ 7090 鋳さい(有害)					
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり ここは記入不要です。(二次マニフェストの場合に利用)								
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり								
運搬受託者	氏名又は名称 〇〇運輸株式会社				運搬 先事業場 (処分事業場)	名称 〇×環境開発(株)中間処理センター			
	住所 〒〇〇〇-×××× 電話番号 07××-〇〇-△△△△ 奈良県〇〇市〇×町7丁目8番9号					所在地 〒〇〇〇-×××× 電話番号 06-〇〇××-△△△△ 大阪府△△市〇×町1丁目3番5号			
処分受託者	氏名又は名称 〇×環境開発(株)				積替え又は 保管	名称			
	住所 〒〇〇〇-×××× 電話番号 06-〇〇××-△△△△ 大阪府△△市〇×町1丁目3番5号					所在地 〒 電話番号			
運搬担当者	受託者名称及び運搬担当者氏名 〇〇運輸(株) × × × ×				運搬 終了日	平成 年 月 日	有価物 拾集量	数量(及び単位)	
処分担当者	受託者名称及び運搬担当者氏名				処分 終了日	平成 年 月 日	最終処分 終了年月日	平成 年 月 日	
最終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書の番号) 斜線部は、「A 票」では記入不要				照合確認 B2 票 平成 年 月 日 D 票 平成 年 月 日 E 票 平成 年 月 日				

参照: (社)全国産業廃棄物連合会

※荷姿欄: 「バラ」「ドラム缶」「ポリ容器」「コンテナ」など
 産業廃棄物の名称欄: 具体的な名称(農業ビニール、廃タイヤ、建設廃棄物など)
 有害物質欄: 有害物質を含む場合にその有害物質名
 処分方法欄: 「焼却」「溶融」「破碎」「安定型埋立」「管理型埋立」など

「B2 票」「D 票」「E 票」が戻ったときに、この欄に日付を記入

【図解②：建設業】産業廃棄物管理票（マニフェスト）記入例

交付番号は 10 桁で、あらかじめ印刷されています。

処分先の自治体が県外廃棄物の事前協議等を指導している場合に記入。

排出事業者が必要に応じ、管理のために任意の番号を記入。

産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト(A)

整理番号 奈良〇×-△□

交付年月日 平成 18 年〇月×日	交付番号 1234567890	1	交付担当者 氏名 所属 〇×課△□係 奈良 建築	事前協議 番号/年月日等 産業第〇号/平成〇年×月△日
----------------------	--------------------	---	-----------------------------	--------------------------------

排出事業者 住所 〒〇〇〇-×××× 奈良県〇×市△町 1-2-3 氏名又は名称 (株)〇△□建設 電話番号 07××-〇〇-△△△△	事業者(事業場) 住所 〒〇〇〇-×××× 奈良県◇市×町 4-5-6 氏名又は名称 〇×解体工事作業所 電話番号 07××-〇〇-□□□□	照合・確認 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>検印又はサイン (B1票)</td> <td>検印又はサイン (B2票)</td> <td>検印又はサイン (D票)</td> <td>検印又はサイン (E票)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">B1,B2、D、E 票返送時に、確認後記入</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	検印又はサイン (B1票)	検印又はサイン (B2票)	検印又はサイン (D票)	検印又はサイン (E票)	B1,B2、D、E 票返送時に、確認後記入				年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
検印又はサイン (B1票)	検印又はサイン (B2票)	検印又はサイン (D票)	検印又はサイン (E票)											
B1,B2、D、E 票返送時に、確認後記入														
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日											

産業廃棄物の種類 (単位: t、Kg、m ³ 、リットル)						形状	荷姿
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量
01 コンクリートがら	10	07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥			
02 アスコンがら				12 紙くず			
03 その他がれき類				13 木くず			
04 ガラス陶磁器くず				14 繊維くず			
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード			
06 金属くず				16 混合(管理型含む)			
						総排出量又は総容量	10

中間処理 産業廃棄物

管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)

ここは記入不要です。(二次マニフェストの場合に利用)

1 帳簿記載のとおり 2 当欄記載のとおり

最終処分(埋立地、再生等)の場所 所在地/名称	1 委託契約書記載のとおり 2 当欄記載のとおり
----------------------------	---------------------------------

運搬受託者(収集運搬業者)(1) 住所 〒〇〇〇-×××× 奈良県〇●市×△町 氏名又は名称 (株)△□環境 電話番号 07××-●●-△△〇〇	運搬受託者(収集運搬業者)(2) 住所 〒〇〇〇-×××× ◇市〇△町 10-11-12 氏名又は名称 (株)〇◇閑奈 電話番号 07××-〇〇-△△□□	運搬先の事業所(処分業者の処分施設) 住所 〒〇〇〇-×××× 奈良県□◇市〇△町 10-11-12 氏名又は名称 (株)〇◇閑奈 A 事業所 電話番号 07××-〇〇-△△□□
積替え・保管 収集車輛番号 車種	積替え・保管 収集車輛番号 車種	処分方法
1 有 2 無 〇〇11-あ-△△△△ 10トンドンプ	1 有 2 無 〇〇11-い-△△△△ 10トンドンプ	中間処理 1 脱水 2 焼却 3 破砕 4 ()
		最終処分 1 安定型 2 管理型 3 遮断型

処分受託者(処分業者) 住所 〒〇〇〇-×××× 奈良県□◇市〇△町 10-11-12 氏名又は名称 (株)〇◇閑奈 電話番号 07××-〇〇-△△□□	運搬先の事業所(処分業者の処分施設) 住所 〒〇〇〇-×××× 奈良県◎◎市××町 111 電話番号 07××-〇〇-◎◎□□	備考 (廃棄物の特性と取扱上の注意、工事種別、その他連絡事項) 取扱上注意を要するものについては、その特性や注意事項、工事種別、その他連絡事項についてはその内容を記入する。
有価物拾集量 1 有 2 無 実績数量 t、m ³		

運搬担当者(1)	運搬担当者(2)	処分担当者(受領)	運搬担当者(処分)	最終処分終了日
名称及び担当者氏名(サイン又は受領印)	名称及び担当者氏名(サイン又は受領印)	名称及び担当者氏名(サイン又は受領印)	名称及び担当者氏名(サイン又は受領印)	名称及び担当者氏名(サイン又は受領印)
運搬終了日 年 月 日	運搬終了日 年 月 日	終了日 年 月 日	処分終了日 年 月 日	最終処分終了日 年 月 日

最終処分(埋立処分、再生等)を行なった場所、所在地/名称(委託契約書記載の最終処分場所については、委託契約書の処分先 No を記入)

斜線部は、「A 票」では記入不要

参照：建設九団体副産物対策協議会

(注)必要事項を正確に記入し、記入漏れがないかを確認してください。

【産業廃棄物管理票（マニフェスト）チェックシート例】

事項	内 容	チェック欄
廃棄物の種類毎、委託先毎の管理票の交付		はい ・ いいえ
(排出事業者欄) 記載事項	管理票の交付年月日及び交付番号	はい ・ いいえ
	氏名又は名称及び住所	はい ・ いいえ
	排出事業場の名称及び住所	はい ・ いいえ
	管理票の交付を担当した者の氏名	はい ・ いいえ
	運搬又は処分を受託した者の住所	はい ・ いいえ
	運搬先の事業所の名称、所在地並びに保管場所の所在地	はい ・ いいえ
	産業廃棄物の荷姿	はい ・ いいえ
	最終処分を行う場所の所在地	はい ・ いいえ
(運搬受託者欄) 記載事項	運搬受託者の名称及び運搬を担当した者の氏名	はい ・ いいえ
	運搬を終了した年月日	はい ・ いいえ
	積替え保管場所での混入有価物の拾集量	はい ・ いいえ
(処分受託者欄) 記載事項	処分受託者の名称及び処分を担当した者の氏名	はい ・ いいえ
	処分が終了した年月日	はい ・ いいえ
	(最終) 処分が終了した旨を記載。最終処分が終了した年月日	はい ・ いいえ
	(中間) 最終処分終了の写しを受けとき、最終処分が終了した旨を記載。最終処分場所の所在地及び最終処分した年月日	はい ・ いいえ
送付期間（運搬・中間 90 日（特管 60 日）、最終処分 180 日）		はい ・ いいえ
送付がない/虚偽の記載の場合の適切な措置及び知事への報告		はい ・ いいえ
管理票の写しの保存期間（5 年）		はい ・ いいえ

※マニフェスト交付者（排出事業者）は、交付又は返送されたマニフェストにすべての事項が記載されていることを確認してください。

※マニフェスト様式は、廃棄物処理法施行規則第 8 条の 21「様式第 2 号の 6」に規定されています。各業界団体では、施行規則に合致し、不正ができないように工夫されたその業界の特性に応じたマニフェストを作成、発行しています。奈良県では、（社）奈良県産業廃棄物協会で購入することができます。

（社）奈良県産業廃棄物協会

〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代 580-4

TEL：07443-3-8800

3. 8 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物保管基準

(廃棄物処理法第12条の2第2項、省令第8条の13)

特別管理産業廃棄物の排出事業者は、その廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準(p.63、64)に加え、下記の基準を守らなければなりません。

(1)～(4) 産業廃棄物保管基準(p.63、64) 参照

(5) 他のもものが混入するおそれがないように仕切を設けること。

(感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物の混合で、当該廃棄物以外の混入のおそれがない場合は、この限りではない。)

(6) 種類別に必要な措置を講じること。

- ・廃油 ⇒ 密封等(揮発防止)、高温防止
- ・PCB 廃棄物等※ ⇒ 密封等(揮発防止)、高温防止、腐食防止
- ・廃酸/廃アルカリ ⇒ 密封等(腐食防止)
- ・廃石綿 ⇒ 梱包等の飛散防止
- ・腐敗するおそれのあるもの ⇒ 密封等(腐敗防止)

※PCB 廃棄物等：PCB 廃棄物、PCB 汚染物、PCB 処理物

【保管基準チェックシート例(追加)】

項 目	内 容	チェック欄
仕切	仕切板等が設置されている。	はい・いいえ
種類別措置	廃油 (措置内容：)	はい・いいえ
	PCB 廃棄物等 (措置内容：)	はい・いいえ
	廃酸/廃アルカリ (措置内容：)	はい・いいえ
	廃石綿 (措置内容：)	はい・いいえ
	腐敗するおそれのあるもの (措置内容：)	はい・いいえ

許可業者への委託

(廃棄物処理法第12条の2第3項)

特別管理産業廃棄物の排出事業者は、その廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、特別管理産業廃棄物の運搬業又は処分業の許可を持っている事業者それぞれにそれぞれ委託しなければなりません。

許可業者名簿については、奈良県生活環境部廃棄物対策課において閲覧できる他、廃棄物対策課のホームページにも掲載しています。

奈良県生活環境部廃棄物対策課ホームページアドレス

http://www.pref.nara.jp/haiki/shinsei/O2_O1.html

特別管理産業廃棄物委託基準

(廃棄物処理法第12条の2第3、4項、省令第8条の16)

特別管理産業廃棄物の排出事業者は、その廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、産業廃棄物委託基準(p.65～)に加え、以下の基準に従って行なわなければなりません。

(1)～(3) 産業廃棄物委託基準(p.65、66) 参照

(4) **受託者への事前通知**

排出事業者は、受託者に対し、あらかじめ、以下の事項を文書で通知しなければなりません。

- ①委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類
- ②委託しようとする特別管理産業廃棄物の数量
- ③委託しようとする特別管理産業廃棄物の性状
- ④委託しようとする特別管理産業廃棄物の荷姿
- ⑤取扱う際の注意事項

【委託基準チェックシート例（追加）】

項 目	内 容	チェック欄
事前通知	受託者への文書での事前通知	はい ・ いいえ
事項	特別管理産業廃棄物の種類	はい ・ いいえ
	特別管理産業廃棄物の数量	はい ・ いいえ
	特別管理産業廃棄物の性状	はい ・ いいえ
	特別管理産業廃棄物の荷姿	はい ・ いいえ
	取扱う際の注意事項	はい ・ いいえ

特別管理産業廃棄物排出事業者の注意義務

（廃棄物処理法第 12 条の 2 第 5 項）

特別管理産業廃棄物の排出事業者は、当該廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めることとされています。

自ら排出した特別管理産業廃棄物が適正に処理されていることを確認するため、排出事業者は、受託事業者が、廃棄物処理法定められている「産業廃棄物処理基準（p.73～）」に加え、以下（「特別管理産業廃棄物処理基準（政令第6条の5）」）の基準を遵守しているかを確認する必要があります。

これは、特別管理産業廃棄物が人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有していることから、これらの被害を防ぐため、その取扱いに特に注意が必要であるからです。

【立入調査チェックシート例（追加）】

●収集運搬編

項 目		内 容	チェック欄
収集運搬基準	運搬	特別管理産業廃棄物がその他のものと混合していない。	はい ・ いいえ
		（感染性廃棄物） 運搬容器は、密閉できて収納しやすく、破損しにくい構造の容器である。	はい ・ いいえ
		（廃 PCB 廃棄物等） 運搬容器は、密閉できて収納しやすく、破損しにくい構造の容器である。また、PCB の漏洩防止策及び定期的な亀裂等の有無確認がされている。	はい ・ いいえ
		文書の携帯又は運搬容器への表示 （特別管理産業廃棄物の種類、注意事項等）	はい ・ いいえ
	保管	特別管理産業廃棄物の保管はしていない。 （保管は原則禁止、ただし PCB 廃棄物を除く。）	はい ・ いいえ
	積替保管	他のものと混合しないよう仕切り等の措置がなされている。 （ただし、感染性産廃と感染性一廃の混合は除く。）	はい ・ いいえ
		種類に応じた必要な措置 廃油 ⇒ 揮発防止（密封）、高温防止 腐敗するおそれのあるもの ⇒ 腐敗防止（密封等） PCB 廃棄物等 ⇒ 揮発防止（密封）、高温防止、腐食防止	はい ・ いいえ 品目（ ） 措置内容（ ）

●処分/再生編

項 目		内 容	チェック欄
処分・再生基準	処分	人の健康又は生活環境に係る被害が生じていない。	はい ・ いいえ
	処分再生の方法	適切な処分方法である。 ・ 廃油 ①焼却 ②蒸留設備等で再生	はい ・ いいえ 番号：()
		・ 廃酸・廃アルカリ ①中和 ②焼却 ③イオン交換設備等で再生	はい ・ いいえ 番号：()
		・ 感染性廃棄物 ①焼却 ②熔融 ③高圧蒸気滅菌＋破砕 ④消毒（対 B 型肝炎）＋破砕 ⑤伝染病予防法＋破砕	はい ・ いいえ 番号：()
		・ PCB 廃棄物 ①焼却 ②分解…脱塩素化/超臨界水酸化反応	はい ・ いいえ 番号：()
		・ PCB 汚染物 ① 焼却 ②洗浄（廃プラ、金属くず）	番号：()
		・ PCB 処理物 ①焼却 ②分解（廃油）…脱塩素化/超臨界水酸化反応 ③洗浄（廃プラ、金属くず）	番号：()
		・ 廃石綿等（熔融）	はい ・ いいえ

●埋立処分編

項 目		内 容	チェック欄
埋立基準	共通	人の健康又は生活環境に係る被害が生じていない。	はい ・ いいえ
		埋立てる特別管理産業廃棄物が個別埋立処分基準 ^{※1} に適合している。	はい ・ いいえ
	遮断型	有害な特別管理産業廃棄物 ^{※2} 処分場所である表示がある。	はい ・ いいえ

（※1）特別管理産業廃棄物の個別埋立処分基準

主な産業廃棄物の個別埋立処分基準は以下のとおり。

- ・ 特管廃油（有機塩素化合物等を含む）：あらかじめ焼却（タールピッチは除く）
- ・ 特管廃酸/廃アルカリ/感染性廃棄物：埋立禁止
- ・ PCB 廃棄物：あらかじめ焼却（判定基準に適合させる）
- ・ PCB 汚染物/処理物：①PCB 除去（洗浄液が検出限界以下）
②あらかじめ焼却（判定基準に適合させる）
③環境大臣の定める方法
- ・ 廃石綿等：①耐水性材料で二重梱包
②固型化
③処分場内一定の場所で、分散しないこと
- ・ 有害燃え殻/ばいじん/汚泥/鉱さい等：基準に適合させること又はコンクリート固型化
- ・ その他：廃棄物処理法参照

（※2）有害な特別管理産業廃棄物：燃え殻、ばいじん、汚泥及び鉱さいであって、重金属類等を一定以上含むもの。（廃棄物処理法施行令第1条、第2条の4参照）

特別管理産業廃棄物管理責任者

（廃棄物処理法第 12 条の 2 第 6、7、12 項）

特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、当該事業場ごとに、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行なわせるために、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

（１） 特別管理産業廃棄物管理責任者

… 環境省令で定める資格を有する者

● 感染性廃棄物

資格（学校区分）	過程	修了科目又は学科	要件 （実務経験年数）
医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士	—	—	—
環境衛生指導員	—	—	2 年以上
大学、高専	医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学	—	卒業した者又これと同等以上の知識を有すると認められる者

● 感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物

資格（学校区分）	過程	修了科目又は学科	要件 （実務経験年数）
環境衛生指導員	—	—	2 年以上
大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	卒業後 2 年以上
大学	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する過程	衛生工学、化学工学以外	卒業後 3 年以上
短期大学、高専	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する過程	衛生工学、化学工学	卒業後 4 年以上
短期大学、高専	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する過程	衛生工学、化学工学以外	卒業後 5 年以上
高校、旧制中学	—	土木科、化学科又はこれらに相当する学科	卒業後 6 年以上
高校、旧制中学	—	理学、工学、農学又はこれらに相当する学科	卒業後 7 年以上
（学歴要件なし）			10 年以上
上記に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者			

（２） 役割

- ・ 特別管理産業廃棄物の排出上状況の把握
- ・ 特別管理産業廃棄物の処理計画の立案
- ・ 適正処理の確保（保管状況確認、委託業者選定/適正な委託、マニフェスト交付/保管等）
- ・ 帳簿記載 … 5 年間保存

（記載事項）運搬/処分：運搬又は処分した年月日、方法、運搬先、処分方法
ごとの量等

委託：委託年月日、受託者氏名/名称/住所/許可番号、委託量、委託内容等

【特別管理産業廃棄物管理責任者チェックシート例】

項 目		内 容	チェック欄
特別管理産業廃棄物管理責任者	選任	特別管理産業廃棄物管理責任者を選任している。	はい ・ いいえ 資格（ ）
	役割	特別管理産業廃棄物の排出上状況の把握	はい ・ いいえ
		特別管理産業廃棄物の処理計画の立案	はい ・ いいえ
		適正処理の確保	はい ・ いいえ
		帳簿記載（5年間保存）	はい ・ いいえ

PCB 廃棄物に関すること
(PCB 廃棄物特別措置法)

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物を保管している事業者は、PCB 廃棄物特別措置法により、処理が開始されるまで適正に保管するとともに、毎年 6 月 30 日までに保管及び処分状況について、都道府県知事※に届出なければなりません。

なお、近畿 2 府 4 県の PCB 廃棄物の処理については、現在、日本環境安全事業株式会社（政府 100%出資）が、平成 18 年 8 月の本格稼働に向けて、大阪市内で処理施設を建設中です。

※保管場所が、奈良市を除く県内にある事業者は「奈良県知事」に、又奈良市内にある事業者は「奈良市長」に届けなければなりません。

届出様式は、奈良県生活環境部廃棄物対策課ホームページからダウンロードできます。
ホームページアドレス：<http://www.pref.nara.jp/haiki/link/O1.html>

【PCB 廃棄物チェックシート例】

項 目		内 容	チェック欄
PCB 廃棄物	届出	PCB 廃棄物の保管及び処理状況を届出している。	はい ・ いいえ
	保管	保管基準※ ¹ を遵守している。	はい ・ いいえ
	責任	特別管理産業廃棄物管理責任者を選任している。※ ²	はい ・ いいえ

※1) 保管基準は、「特別管理産業廃棄物保管基準」を遵守すること。

※2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の役割については、前頁参照のこと。

その他特別管理産業廃棄物処理に関すること

特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物、廃石綿類、PCB 廃棄物）については、廃棄物処理法その他、下記マニュアル等を参考に、適正に処理されなければなりません。

感染性廃棄物

- ・廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（感染性廃棄物処理対策検討会）
（参照）環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成 16 年 3 月改訂）

監修：産業廃棄物問題研究会

編集：（財）日本産業廃棄物処理振興センター

発行：（株）ぎょうせい

廃石綿等

- ・廃石綿等処理マニュアル（暫定）平成 17 年 8 月

（参照）環境省ホームページ

：http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/O4.html

特別管理廃棄物シリーズⅡ 廃石綿等処理マニュアル（平成 5 年 3 月発行）

監修：厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室

編集：（財）廃棄物研究財団

発行：化学工業日報社

- ・非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針

（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）

（参照）環境省ホームページ

：<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>